

井川町空き家等解体撤去費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家等の倒壊等を未然に防止し、住民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図るため、井川町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年井川町条例第4号。以下「条例」という。）等の規定に基づき、危険な空き家等の所有者が、自ら当該空き家等の解体及び撤去を実施する場合に、その費用の一部を補助するための井川町空き家等解体撤去費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象空き家等)

第2条 この要綱の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 条例等の規定により町から助言・指導、勧告又は命令の対象となったもの。
- (2) 町内に存し、1年以上使用されていないもの
- (3) 居住していた空き家等で個人が所有するもの
- (4) 抵当権が設定されている場合には、抵当権者から解体及び撤去について同意を得ているもの
- (5) 複数人の共有又は相続財産である場合には、共有者全員又は相続人全員から解体及び撤去について同意を得ているもの

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めるものについては、補助対象空き家等とみなすことができる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家等の解体及び撤去のための工事（以下「解体撤去工事」という。）を実施しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に記載されている者
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、空き家等を管理するに相当すると町長が認め

る者

2 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 過去に本制度により補助金を受けたことがないこと又は過去に本制度により補助金を受けた世帯員がいないこと。
- (3) 補助金の交付を受けた日から1年以内に当該土地に建て替えをしないこと。
- (4) 井川町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定された暴力団又は暴力団員及び暴力団関係者が世帯員にいないこと。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家等の全部を解体撤去する工事
- (2) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結している解体撤去工事
- (3) 他の補助制度により補助金の交付を受けない解体撤去工事
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者が請け負う工事であること。
- (5) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができる解体撤去工事

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする

- (1) 解体撤去の工事費（家財の処分費は除く。）
- (2) 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に相当

する額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

（交付申請）

第7条 交付申請をしようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に井川町空き家等解体撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 工事見積書
- (4) 町税等に滞納がないことの証明書
- (5) 委任状（補助申請者が交付申請の手続を他の者に委任する場合に限る。）
- (6) 第2条第1項第5号に該当する場合は、紛争等に関する誓約書（様式第2号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 町長は、交付申請を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、当該交付申請を受理した日から20日以内に交付の可否を決定し、井川町空き家等解体撤去費補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、補助申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに当該変更の内容を示す書類を町長に提出しなければならない。

（中止の承認）

第10条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに井川町空き家等解体撤去費補助金中止承認申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の補助金中止承認申請書を受理し、これを承認したときは、補

助金の交付を取り消すものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに井川町空き家等解体撤去費補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 請求書又は領収書の写し
- (3) 解体撤去工事完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、井川町空き家等解体撤去費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとする時は、井川町空き家等解体撤去費補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第14条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第15条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に必要な事項について報告させ、又は帳簿書類その他の物件を調査することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。